

健康の保持増進のための措置

項目	条文	内容	
		一般健康診断 (第1項)	特殊健康診断 (第2, 3項)
健康診断	法第66条	①雇入れ時の健康診断 ②定期健康診断 ③特定業務従事者の健康診断 ④海外派遣労働者の健康診断 ⑤結核健康診断 ⑥給食従業員の検便	①医師による健康診断 ②歯科医師による健康診断 →令第22条の項参照
雇入れ時の健康診断	則第43条	常時使用する労働者を雇入れ時に行う 従事させる作業に適しているかどうかに関する健康情報を得ることが目的	
定期健康診断	則第44条	常時使用する労働者に1年以内ごとに1回行う 項目：①既往歴、業務歴の調査、②自・他覚症状の有無の調査、③身長、体重、視力、聴力の検査、④胸部X線検査、喀痰検査、⑤血圧測定、⑥貧血検査 (血色素量、赤血球数)、⑦肝機能検査 (AST, ALT, γ-GTP)、⑧血中脂質検査 (総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセリド)、⑨血糖、⑩尿検査 (尿中の糖・蛋白質の有無)、⑪心電図 医師の判断による省略：③身長 20歳以上、聴力：45歳未満 (35・40歳を除く)、④喀痰 胸部エックス線検査で病変なし等、⑥～⑨40歳未満 (35歳を除く)、⑩尿中の糖 血糖実施時、⑪40歳未満 (35歳を除く)	
特定業務従事者の健康診断	則第45条	特定の業務に常時従事する労働者に、その業務へ配置換時と6カ月以内ごとに1回行う 項目：定期健康診断と同じ。ただし、胸部エックス線検査と喀痰検査は年1回 医師の判断による省略：配置換の際は不可。定期に行う場合は定期健康診断と同じ。貧血、肝機能、血中脂質、心電図は、直前の健康診断で行われていれば1年に1回は省略可	
特定業務	則第13条 第1項第2号	イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務、ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務、ハ ラジウム、放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務、ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務、ホ 異常気圧下における業務、ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務、ト 重量物の取り扱い等量激な業務、チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務、リ 坑内における業務、ヌ 深夜業を含む業務、ル 水銀、ヒ素、黄りん、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務、ヲ 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄りん、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務、ワ 病原体によって汚染のおそれがある業務、カ その他厚生労働大臣が定める業務	
自発的健康診断	法第66条の2	深夜業従事者は自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できる→事業者に事後措置義務	
海外派遣労働者の健康診断	則第45条の2	わが国外の地域に6カ月以上派遣しようとするときと6カ月以上派遣した者が用務を終えて帰国したときに行う 項目：①必ず実施する検査。定期健康診断と同じ ②医師の判断で追加して行う検査 (平元 労働省告示第47号) ⑦腹部画像検査 (胃部エックス線検査、腹部超音波検査)、⑧血糖検査、⑨尿酸、⑩B型肝炎ウイルス抗体、⑪ABO式、Rh式の血液検査 (派遣時)、⑫糞便塗抹検査 (帰国時)	
結核健康診断	則第46条	健康診断で結核発病のおそれがあると診断された者におおむね6カ月後に行う 項目：①エックス線直接撮影、喀痰検査、②聴診、打診、その他必要な検査 医師の判断による省略：②は可	
給食従業員の検便	則第47条	事業場附属の食堂や炊事場で給食業務に従事する者に、雇入れのときまたは配置換のときに検便を行う	
健康診断を行うべき有害業務	令第22条	○医師による健診 ①高圧室内作業・潜水作業、②放射線、③特定化学物質、④鉛、⑤四アルキル鉛、⑥有機溶剤→①高気圧作業安全衛生規則、②電離放射線障害防止規則、③特定化学物質等障害防止規則、④鉛中毒予防規則、⑤四アルキル鉛中毒予防規則、⑥有機溶剤中毒予防規則 ○歯科医師による健診 歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気、粉じんを飛散する場所における業務 →則第48条	
健康診断後の措置 医師等からの意見聴取 健康診断実施後の措置	法第66条の4 法第66条の5	事業者は健康診断結果に基づき必要な措置について医師又は歯科医師の意見を聴く 事後措置指針	
一般健診結果の通知 保健指導等	法第66条の6 法第66条の7	事業者は労働者に対し一般健康診断の結果を通知する 事業者は健康診断の結果とくに必要がある労働者に対し保健指導を行うよう努める 労働者は通知された健診結果や保健指導を利用して健康の保持に努める	
健康管理手帳	法第67条	がん、その他重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者が離職するときに交付	
手帳を交付される業務	令第23条	①ベンジジンとその塩の製造取扱い ②β-ナフチルアミンとその塩の製造取扱い ③粉じん作業 (じん肺法第2条第1項第3号で規定された24の作業) ④クロム酸、重クロム酸、これらの塩の製造取扱い ⑤三酸化砒素の製造、砒素を3%以上含む鉱石の製錬 ⑥製鉄用コークス、製鉄用発生炉ガスの製造 ⑦ビス (クロロメチル) エーテルの製造取扱い ⑧ベリリウムとその化合物の製造取扱い ⑨ベンゾトリクロリドの製造取扱い ⑩塩化ビニル重合業務 ⑪石綿の製造取扱い ⑫ジアニジンとその塩の製造取扱い	3カ月以上 3カ月以上 じん肺管理区分「2および3」 4年以上 5年以上 5年以上 3年以上 両肺野にベリリウム結節 3年以上 4年以上 石綿により両肺野に不整形陰影又は胸膜肥厚 3カ月以上
手帳交付の要件	則第53条	上欄右側参照	
病者の就業禁止	法第68条	伝染性の疾病その他の疾病で厚生労働省令で定めるもの →則第61条、鉛 則第57条、四アルキル 則第26条、高圧 則第41条	
病者の就業禁止	則第61条	①伝染させるおそれがあると認められる疾病にかかっている者→結核、ただし伝染予防の措置としてツベルクリン皮内反応陽性者のみに接する業務に就かせる場合を除く (平成12年3月30日基発207) ②心臓、腎臓、肺などの疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかっている者	
健康教育等	法第69条	健康教育、健康相談など労働者の健康保持増進に必要な措置を継続的、計画的に行う事業者の努力義務	
健康の保持増進のための指針	法第70条の2	→健康保持増進のための公示第2号 (平9. 2) ①健康保持増進計画の策定 ②事業場内健康保持増進対策の推進体制の確立 実施スタッフ：産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者 健康保持増進専門委員会 ③労働者健康保持増進サービス機関等の利用 ④実施結果の評価 ⑤その他：秘密の保持、記録の保存、衛生管理者の役割 健康保持増進措置の内容：①健康測定、②運動指導、③メンタルヘルスクア、④栄養指導、⑤保健指導	